

議案第 3 6 号

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 18 年三豊市条例
第 140 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「		
	し尿	10 リットル（10 リットル未満の端数は10 リッ トルとする。）につき 三豊市 高瀬町・三野町・豊中町・仁尾町 詫間町（三豊市詫間町栗島を除く。）	150
		10 リットル（10 リットル未満の端数は10 リッ トルとする。）につき 三豊市 詫間町栗島	170
	浄化槽汚泥、ス カム及び洗浄 水等の処理料	10 リットル（10 リットル未満の端数は10 リッ トルとする。）につき 三豊市 高瀬町・三野町・豊中町・仁尾町・詫間町	45
」			

を	「		
	し尿並びに浄 化槽汚泥、スカ ム及び洗浄水 等の処理料	10 リットル（10 リットル未満の端数は10 リッ トルとする。）につき 三豊市 高瀬町・三野町・豊中町・仁尾町・詫間町	35
	」		

る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。